

公 告

熊本県公告第 716 号

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定により、平成 15 年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成 15 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験日時
平成 16 年 2 月 20 日（金）
【旧カリキュラム】 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
【新カリキュラム】 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで
- 2 試験場所
熊本県立大学 熊本市月出三丁目 1 - 100
- 3 試験科目
【旧カリキュラム】
解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護
【新カリキュラム】
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 新旧カリキュラムの選択
【旧カリキュラム】
平成 15 年度衛生看護科卒業者（見込み者含む）
平成 14 年度以前の准看護師学校養成所卒業者
【新カリキュラム】
平成 15 年度准看護師学校養成所卒業者（見込み者含む）
看護師学校養成所卒業者（見込み者含む）
- 5 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者であること。
(1) 文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者（平成 16 年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）
(2) 厚生労働大臣の定める基準に従い、知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成 16 年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）
(3) 保健師助産師看護師法第 21 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する者（平成 16 年 3 月までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
(4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、保健師助産師看護師法第 21 条第 4 号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
- 6 受験手続
(1) 受付期間
平成 16 年 1 月 5 日（月）から平成 16 年 1 月 9 日（金）まで
受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 6 時まで
郵送の場合は、平成 16 年 1 月 9 日（金）までの消印のあるものを受け付ける。
(2) 試験申込書の請求先
熊本県健康福祉部地域医療推進課又は各地域振興局保健福祉環境部（保健所）
郵送の場合は、140 円切手を同封し熊本県健康福祉部地域医療推進課へ請求すること。
(3) 試験申込書の提出先
熊本県健康福祉部地域医療推進課看護班
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
なお、郵送の場合は封筒の表面に「准看護師試験申込書在中」と朱書きし、書留郵便で送ること。
(4) 提出書類等
ア 平成 15 年度熊本県准看護師試験申込書
イ 受験資格を有することを証明する書類
(ア) 5 の受験資格（1）、（2）又は（3）に該当する者で修業又は卒業したものは、修業証明書又は卒業証明書を提出すること。また、平成 16 年 3 月までに修業し、又は卒業する見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。
(イ) 5 の受験資格（4）に該当する者は、都道府県知事が交付した准看護師受験資格認定書の写しを提出すること。
ウ 受験料
6,900 円（申込書の所定の欄に熊本県収入証紙をはること。）
(ア) 県外居住者で郵便により試験申込書を提出するものは、熊本県収入証紙の代わりに、郵便局が発行する定額小為替証書を同封すること。